

平成24年__建設業者等級別格付けに関する要領の一部改正点の要旨

1 主な改正点

都城市評価数値項目の地域貢献活動に、「保護観察対象者等協力雇用主制度」を新たに導入します。

2 地域貢献活動の審査項目と算定方式について

評価基準	判断基準	確認方法※
更生保護の協力雇用主としての登録又は保護観察対象者等の雇用	「協力雇用主」として保護観察所に登録し、審査対象期間に「保護観察」又は「更生緊急保護」の対象者の雇用(トライアル雇用を含む)のいずれかを行った場合。	NPO法人宮崎県就労支援事業者機構の登録名簿により確認する。

※雇用主による確認資料の提出は必要ありません。

3 平成24年__建設業者等級別格付けから対象となります。

※平成24年__建設業者等級別格付けは、平成24・25年度競争入札参加資格審査申請により受付けます。

4 用語説明【参考:法務省ホームページ】

◇協力雇用主

犯罪や非行をした人が立ち直るためには、就労し、生活の安定を図ることが大変重要ですが、こうした人々は、その前歴ゆえに定職に就くことが必ずしも容易ではありません。

協力雇用主は、こうした人々を差別することなく積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者です。

◇更生保護

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。

我が国では、保護司、更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちの他、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

◇保護観察の目的又は種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人々がその対象となります。

◇更生緊急保護

次の①②③の全てに該当する人

①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人

②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人

③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人

◇トライアル雇用

短期間(原則として3箇月間)の試行雇用のことです。